

沖縄県建築審査会条例の一部を改正する条例

沖縄県建築審査会条例（昭和47年沖縄県条例第118号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び議事」を「、議事及び委員の任期」に改める。

第5条を削る。

第4条中「聞く」を「聴く」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、土木建築部において処理する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県建築審査会の委員の任期について定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。